

相談

人権・行政相談

日 8月14日(金) 10時～11時30分(受付時間) ※8月11日(火)までに事前予約をお願いします

町民文化センター 第2学習室

子育て健康課(人権)

☎(84)5544 町民課(行政) ☎(83)1225

無料法律相談

日 9月3日(木) 9時15分～11時45分

役場3階 会議室 牧浦義孝弁護士

申 8月20日(木)～9月2日(水) 8時30分～17時15分 ※土・日を除く

問 総務課 ☎(83)1221

障がいのある方のための相談室

日 9月4日(金)14時～16時

役場1階 1B会議室 相談員 「相談支援センターりあん」の専門相談員

対 身体、知的、精神に障がいのある方(児童を含む)

(対象者のご家族などからの相談も受けれます)

費 無料(予約不要です)

問 福祉課 ☎(83)1226

保健

児童扶養手当制度

児童扶養手当制度は、父母の離婚・死亡などによって、父または母と生計が異なる世帯で、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童(政令で定める程度の障がいの状態にある方は20歳未満)の養育者に、手当を支給する制度です(所得制限あり)。

手当額(令和2年4月から) ※所得に応じて決定されます

Table with 3 columns: 区分, 全部支給, 一部支給. Rows for 1, 2, and 3+ children.

現在、手当を受けている方(支給停止の方を含む)は、現況届の手続きが必要です。7月31日(金)～8月31日(月)の間(土・日を除く)に、子育て健康課へお越しください。

問 子育て健康課 ☎(84)5544

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当制度は、政令で定める程度以上の精神、知的、身体障がいの状態にある20歳未満の児童の養育者に、手当を支給する制度です(所得制限あり)。

現在、手当を受けている方(支給停止の方も含む)は、所得状況届の手続きが必要です。8月12日(水)～9月11日(金)の間(土・日を除く)に、子育て健康課へお越しください。

手当額(令和2年4月から)

- 重度障がい児 1人につき月額52500円
中度障がい児 1人につき月額34970円

問 子育て健康課 ☎(84)5544

精神保健福祉相談

日 8月18日(火)、9月8日(火)、10月13日(火)13時30分～(1人1時間程度)

場 足柄上合同庁舎4階 小田原保健福祉事務所 足柄上センター

内 こころの不調に関する相談(不眠、うつ、アルコール依存や専門医療機関への受診の要否や家族の接し方など)を医師がお受けします。(無料・事前予約制)

申 小田原保健福祉事務所 足柄上センター 保健予防課

納税

町県民税(2期)

日 8月31日(月) 税務課 ☎(83)1224

国民健康保険税(4期)・後期高齢者医療保険料(2期)

日 8月31日(月) 町民課 ☎(83)1225

※税金などのお支払いは便利な口座振替をご利用ください。また、コンビニエンストアでも納付できます

8月の水道修理当番

水漏れを発見したら、お電話ください。

Table with 3 columns: 当番日, 会社名, 電話番号. Rows for 1,2,24-30, 3-9,31, 10-16, 17-23.

※湯の沢地区で水道修理が必要な場合は、秦野市上下水道局 ☎0463(83)2113 へご連絡ください

制度・補助金・町からお願い

9月定例会のお知らせ

令和2年9月議会の傍聴席は新型コロナウイルス感染症予防のため、5席分となります。傍聴および会期などは事前にお問い合わせください。

日 9月9日(水) 9時～ 役場4階 議場 議会事務局 ☎(84)1335

特産品開発事業補助金

町の地域資源・特性を活かした特産品の開発や販売の促進により、町の観光振興や地域の活性化を図るための事業に対し補助金を交付します。

- 対 次のいずれかに該当する方
①町内に住所を有する個人
②町内に住所を有する個人が半数以上いる団体
③町内に事業所を有する法人

対象経費 専門家派遣に係る謝金・旅費、研究開発費(材料費・加工費・機械器具購入費など)、印刷費、広告宣伝費

補助率 対象経費の3分の2以内(千円未満切り捨て) 上限20万円

店舗リノベーション支援補助金のお知らせ

この制度は、既存店舗の改修や設備の改善、空き店舗や空き物件を利用し、新規出店に係る費用を補助するものです。

- 対 次の条件にすべて該当すること
①足柄上商工会松田支部の会員である者または会員となることを誓約する者
②町税の滞納がないこと

対象経費 改装費、備品購入費、宣伝広告費(備品購入費と宣伝広告費は単独では対象とせず、改装費と併せた場合にのみ対象経費とする)

補助金額 対象経費から国などの補助金を控除した額の2分の1以内(50万円限度、千円未満切り捨て)

※補助金交付を受けた場合、実績報告が必要となります ※対象事業や提出書類の詳細は、町公式サイトをご覧ください

申請 観光経済課 足柄上商工会 ☎(83)1228



問 観光経済課 足柄上商工会 ☎(83)3211